

福岡県公報

平成十八年一月十六日
第二千四百八十三号

増刊 ①

選挙管理委員会

目次

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表北九州市門司区の項中

北九州市立老松市民センター “ 老松町三番一号

北九州市立老松市民センター “ 庄司町四番一六号

改める。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)